

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（現行のとおり）</p> <p>第二章（現行のとおり）</p> <p>    第一節から第二節の三まで（現行のとおり）</p> <p>    第二節の四 削除</p> <p>    第二節の五から第三節の二まで（現行のとおり）</p> <p>    第四節 削除</p> <p>第三章から第七章まで（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>    第一章 総則</p> <p>第一条（現行のとおり）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>    一及び二（現行のとおり）</p> <p>    三 地球温暖化 事業活動その他の人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。</p> <p>四から十三まで（現行のとおり）</p>	<p>目次</p> <p>第二章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>    第一節から第二節の三まで（略）</p> <p>    第二節の四 フルオロカーボンの管理（第十条―第十七条）</p> <p>    第二節の五から第三節の二まで（略）</p> <p>    第四節 削除（第二十六条・第二十七条）</p> <p>第三章から第七章まで（略）</p> <p>附則</p> <p>    第一章 総則</p> <p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>    一及び二（略）</p> <p>    三 地球温暖化 事業活動その他の人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。</p> <p>四から十三まで（略）</p>

第三条から第五条の六まで（現行のとおり）

第二節 大規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減

第一款 温室効果ガス排出量の削減

（用語の定義）

第五条の七（現行のとおり）

一から五まで（現行のとおり）

六 事業所 建物又は施設（専ら住居の用に供するものを除く。以下「建物等」という。）（エネルギー管理の連動性を有する複数の建物等がある場合は、これらを一の建物等とみなし、建物等（当該みなされた建物等を含む。）の所有者がその近隣に建物等を所有する場合で規則で定めるものは、当該近隣の建物等を合わせて一の建物等とみなす。）をいう。

七（現行のとおり）

八 指定地球温暖化対策事業所 次に掲げる事業所をいう。

ア 地球温暖化の対策を特に推進する必要がある事業所として、次条第一項の規定により知事が指定する前年度の温室効果ガスの排出の状況が規則で定める要件に該当した事業所（第九条の二第一項に規定する特定エネルギー供給事業者の特定エネルギーの供給に係る規則で定める事業所を除く。）

イ アの事業所に係る事業所区域の変更（第五条の八の二第二項に規定する事業所区域の変更をいう。次号において同じ。）があつたときに、引き続き地球温暖化の対策を特に推進する必要がある事業所として同条第三項の規定により知事が指定する

第三条から第五条の六まで（略）

第二節 大規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減

第一款 温室効果ガス排出量の削減

（用語の定義）

第五条の七（略）

一から五まで（略）

六 事業所 建物又は施設（以下「建物等」という。）（エネルギー管理の連動性を有する複数の建物等がある場合は、これらを一の建物等とみなし、建物等（当該みなされた建物等を含む。）の所有者がその近隣に建物等を所有する場合で規則で定めるものは、当該近隣の建物等を合わせて一の建物等とみなす。）をいう。

七（略）

八 指定地球温暖化対策事業所 地球温暖化の対策を特に推進する必要がある事業所として、次条第一項の規定により知事が指定する前年度の温室効果ガスの排出の状況が規則で定める要件に該当した事業所（第九条の二第一項に規定する特定エネルギー供給事業者の特定エネルギーの供給に係る規則で定める事業所を除く。）をいう。

事業所

九 特定地球温暖化対策事業所 指定地球温暖化対策事業所のうち、次に掲げる事業所をいう。

ア 特定温室効果ガス排出量を削減する必要がある事業所として、次条第三項の規定により知事が指定する、規則で定める年度以降において、前年度の温室効果ガスの排出の状況が規則で定める期間連続して前号アの要件に該当した事業所

イ アの事業所に係る事業所区域の変更があつたときに、引き続き特定温室効果ガス排出量を削減する必要がある事業所として第五条の八の二第三項の規定により知事が指定する事業所

十から十七まで (現行のとおり)

第五条の八 (現行のとおり)

(事業所区域の変更)

第五条の八の二 指定地球温暖化対策事業所に係る事業所の区域は、第五条の七第六号の規定にかかわらず、その指定の後に事業所の分割(エネルギー管理の連動性又は所有の状況の変更に伴い同号の規定により一の建物等とみなされる建物等の数が減少することをいう。以下「事業所分割」という。)又は事業所の統合(エネルギー管理の連動性又は所有の状況の変更に伴い同号の規定により一の建物等とみなされる建物等の数が増加することをいう。以下「事業所統合」という。)があつても変更がないものとする。ただし、事業所統合に係る建物等が、規則で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

九 特定地球温暖化対策事業所 指定地球温暖化対策事業所のうち、特定温室効果ガス排出量を削減する必要がある事業所として、次条第三項の規定により知事が指定する、規則で定める年度以降において、前年度の温室効果ガスの排出の状況が規則で定める期間連続して前号の要件に該当した事業所をいう。

十から十七まで (略)

第五条の八 (略)

2 指定地球温暖化対策事業所の所有事業者等（以下「指定地球温暖化対策事業者」という。）は、当該指定地球温暖化対策事業所に事業所分割又は事業所統合（前項ただし書に規定する場合を除く。以下「事業所区域の変更」という。）があつたときは、事業所区域の変更の後の状況に応じて、新たな指定地球温暖化対策事業所又は特定地球温暖化対策事業所の指定をし、又はその指定を取り消すべきことを、当該指定又は指定の取消しに係る全ての事業所の所有事業者等であつて規則で定める者と連名で（指定地球温暖化対策事業者と当該規則で定める者とが合わせて一の者となる場合にあつては単独で）、事業所区域の変更の前の指定地球温暖化対策事業所こと前年度の特定温室効果ガス年度排出量についての第五条の第十四項の規定による検証の結果を添えて、規則で定めるところにより、知事に申請することができる。

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、事業所区域の変更があつたと認めるときは、事業所区域の変更の後の状況に応じて、事業所区域の変更に係る規則で定める事業所を新たな指定地球温暖化対策事業所（規則で定める場合にあつては、特定地球温暖化対策事業所）として指定し、又は第五条の十第二項第三号若しくは第四号の規定により指定を取り消すものとする。

4 知事は、前項の規定によりとるべき措置を決定したときは、その旨を規則で定めるところにより、当該措置に係る事業所を所有している事業者（前条第二項の温室効果ガスの排出について責任を有する者の届出をした者がある場合にあつては、当該届出者を含む。）

に通知するものとする。

(指定地球温暖化対策事業者の変更等)

第五条の九 指定地球温暖化対策事業者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

一 から三まで (現行のとおり)

2 から4まで (現行のとおり)

(指定の取消し)

第五条の十 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一 指定地球温暖化対策事業所(特定地球温暖化対策事業所を除く。)が前項各号に該当すると認めた場合 当該指定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項又は第五条の八の二第三項の規定による指定

二 特定地球温暖化対策事業所が前項各号に該当すると認め、かつ、第五条の十八の規定による変更後の次条第一項の義務の履行を確認した場合 当該特定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項及び第三項又は第五条の八の二第三項の規定による指定

三 指定地球温暖化対策事業所(特定地球温暖化対策事業所を除く。)について、第五条の八の二第三項の規定により事業所区域の変更があつたと認めた場合 当該指定地球温暖化対策事業所

(指定地球温暖化対策事業者の変更等)

第五条の九 指定地球温暖化対策事業所の所有事業者等(以下「指定地球温暖化対策事業者」という。)は、次に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

一 から三まで (略)

2 から4まで (略)

(指定の取消し)

第五条の十 (略)

2 (略)

一 指定地球温暖化対策事業所(特定地球温暖化対策事業所を除く。)が前項各号に該当すると認めた場合 当該指定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項の規定による指定

二 特定地球温暖化対策事業所が前項各号に該当すると認め、かつ、第五条の十八の規定による変更後の次条第一項の義務の履行を確認した場合 当該特定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項及び第三項の規定による指定

に係る第五条の八第一項又は第五条の八の二第三項の規定による指定

四 特定地球温暖化対策事業所について、第五条の八の二第三項の規定により事業所区域の変更があつたと認め、かつ、第五条の十の八の規定による変更後の次条第一項の義務の履行を確認した場合 当該特定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項及び第三項又は第五条の八の二第三項の規定による指定

(特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減)

第五条の十一 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 (現行のとおり)

ア 超過削減量(排出削減量のうち、規則で定める量を超過した量について知事が認め、発行する量(規則で定める量を上限とする。)をいう。以下同じ。)

イからカまで (現行のとおり)

三 (現行のとおり)

2 及び 3 (現行のとおり)

4 特定温室効果ガス年度排出量、基準排出量(第五条の十三第一項第三号の規定により定める場合を除く。)、その他ガス削減量、都内削減量、都外削減量及び電気等環境価値保有量は、当該量の算定の方法、算定に用いる情報、算定された量の値その他の規則で定める

(特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減)

第五条の十一 (略)

一 (略)

二 (略)

ア 他の特定地球温暖化対策事業所における超過削減量(排出削減量のうち、規則で定める量を超過した量について知事が認め、発行する量(規則で定める量を上限とする。)をいう。以下同じ。)

イからカまで (略)

三 (略)

2 及び 3 (略)

4 特定温室効果ガス年度排出量、基準排出量、その他ガス削減量、都内削減量、都外削減量及び電気等環境価値保有量は、当該量の算定の方法、算定に用いる情報、算定された量の値その他の規則で定める事項が規則で定める基準に適合することについて、知事の登録

事項が規則で定める基準に適合することについて、知事の登録を受けた者（以下「登録検証機関」という。）が行う検証を受けたものでなければならない。

第五条の十二（現行のとおり）  
（基準排出量の決定）

第五条の十三（現行のとおり）

一 最初の削減計画期間の開始の日前に既に特定地球温暖化対策事業所に該当している事業所（第三号に該当する場合を除く。）最初の削減計画期間開始前の規則で定める期間における当該特定地球温暖化対策事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量

二 最初の削減計画期間の開始の日以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所（次号に該当する場合を除く。）次に掲げる量のいずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する量  
ア及びイ（現行のとおり）

三 事業所区域の変更に伴い新たに特定地球温暖化対策事業所として指定を受けた事業所 当該特定地球温暖化対策事業所の区域に含まれる事業所区域の変更の前の各事業所の区域における標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量を合計した量

2 及び 3（現行のとおり）

4 前項の規定にかかわらず、第五条の八の二第二項の規定による申請を行う者の場合にあつては、当該申請を行う者が、当該申請と併

を受けた者（以下「登録検証機関」という。）が行う検証を受けたものでなければならない。

第五条の十二（略）  
（基準排出量の決定）

第五条の十三（略）

一 最初の削減計画期間の開始の日前に既に特定地球温暖化対策事業所に該当している事業所 最初の削減計画期間開始前の規則で定める期間における当該特定地球温暖化対策事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量

二 最初の削減計画期間の開始の日以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所 次に掲げる量のいずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する量  
ア及びイ（略）

2 及び 3（略）

せて前項の申請書を、規則で定めるところにより知事に提出し、基準排出量の決定を申請しなければならない。

5| 知事は、基準排出量を決定したときは、その旨を規則で定めるところにより、申請者に通知しなければならない。

第五条の十四から第五条の十七まで (現行のとおり)

(事業所の廃止等による削減義務期間の変更等)

第五条の十八 特定地球温暖化対策事業所について、第五条の十第一項各号に該当し、又は第五条の八の二第三項の規定により事業所区域の変更があつたと知事が認めたときは、当該特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間の終了年度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年度に変更され、削減義務量は当該終了年度の変更後の削減義務期間に応じた量に変更されるものとする。

一から三まで (現行のとおり)

四 事業所区域の変更があつたとき。第五条の八の二第三項の規定による申請を行った年度の前年度

第五条の十九から第五条の二十五まで (現行のとおり)

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第六条 (現行のとおり)

一から五まで (現行のとおり)

六 前条の特定温室効果ガス年度排出量(第五条の八の二第三項の規定による指定が行われた年度を除く。)

七から九まで (現行のとおり)

4| 知事は、基準排出量を決定したときは、その旨を規則で定めるところにより、申請者に通知しなければならない。

第五条の十四から第五条の十七まで (略)

(事業所の廃止等による削減義務期間の変更等)

第五条の十八 特定地球温暖化対策事業所について、第五条の十第一項各号に該当すると知事が認めたときは、当該特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間の終了年度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年度に変更され、削減義務量は当該終了年度の変更後の削減義務期間に応じた量に変更されるものとする。

一から三まで (略)

第五条の十九から第五条の二十五まで (略)

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第六条 (略)

一から五まで (略)

六 前条の特定温室効果ガス年度排出量

七から九まで (略)

第六条の二から第九条の七まで (現行のとおり)

#### 第二節の四 削除

第十条から第十七条まで 削除

第六条の二から第九条の七まで (略)

#### 第二節の四 フルオロカーボンの管理

(特定機器の所有者等による特定物質の排出禁止)

第十条 規則で定めるフルオロカーボン(以下「特定物質」という。)を使用している機器で規則で定めるもの(以下「特定機器」という。)を所有し、又は管理する者は、当該特定物質を大気中に排出し、又は漏出させてはならない。

(特定機器の整備等における特定物質の排出禁止)

第十一条 特定機器の整備(修理を含む。以下同じ。)又は移設(以下「整備等」という。)を行おうとする者は、当該整備等において特定物質を大気中に排出し、又は漏出させるおそれのある作業を行う場合は、特定物質を大気中に排出し、若しくは漏出させないように回収した上で燃焼等の方法により分解処理(特定機器から回収した特定物質を当該特定機器に再充填する場合及び規則で定める特定物質を再利用を目的として回収する場合を除く。第十三条第三項において同じ。)をし、又は特定機器内に密閉しなければならない。

(特定機器の廃棄における特定物質の排出禁止)

第十二条 特定機器を廃棄しようとする者は、特定物質を大気中に排出し、又は漏出させないように回収した上で燃焼等の方法により分解処理(規則で定める特定物質を再利用を目的として回収する場合を除く。次条第四項において同じ。)をしなければならない。

(回収事業者への委託及び義務)

第十三条 特定機器の整備等を行おうとする者は、特定物質の回収及

び密閉措置を委託するときは、特定物質を特定機器から適正に回収し、及び特定機器内に密閉できる事業者（以下「回収事業者」という。）に委託しなければならない。

2 特定機器を廃棄しようとする者は、特定物質が特定機器内に密閉されている場合で、特定物質の回収を委託するときは、回収業者に当該特定機器を引き渡して、委託しなければならない。

3 回収事業者は、第一項の規定により特定物質の回収又は密閉措置の委託を受けたときは、特定物質を大気中に排出し、若しくは漏出させないように回収した上で燃焼等の方法により分解処理をし、又は特定機器内に密閉しなければならない。

4 回収事業者は、第二項の規定により特定機器の引渡しを受けたときは、特定物質を大気中に排出し、又は漏出させないように回収した上で燃焼等の方法により分解処理をしなければならない。

（処理事業者への委託及び義務）

第十四条 特定機器の整備等を行おうとする者、特定機器を廃棄しようとする者又は回収事業者は、特定物質の分解処理を委託するときは、特定物質を適正に分解処理できる事業者（以下「処理事業者」という。）に委託しなければならない。

2 処理事業者は、前項の規定により特定物質の分解処理の委託を受けたときは、特定物質を燃焼等の方法により分解処理しなければならない。

（適用除外）

第十五条 第十二条、第十三条第三項及び第四項並びに前条第二項の

第二節の五 地域におけるエネルギーの有効利用

第十七条の二から第七十七条まで (現行のとおり)

(位置の制限)

第七十八条 別表第八に掲げる工場は、学校(学校教育法(昭和二十二

規定は、特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)第十八条の規定により当該特定機器の再商品化等を行う場合については、適用しない。

(指導及び助言)

第十六条 知事は、特定機器の整備等を行おうとする者、特定機器を廃棄しようとする者、回収事業者及び処理事業者に対して、特定物質の大气中への排出及び漏出の防止並びに分解処理に関する措置について、必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第十七条 知事は、特定機器の整備等を行う事業者、特定機器を廃棄する事業者、回収事業者及び処理事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、期限を定めて、回収措置若しくは密閉措置又は分解処理の方法の改善その他必要な措置をとることを勧告することができる。

一 第十一条、第十二条又は第十三条第三項若しくは第四項の規定に違反して特定物質を大气中に排出し、若しくは漏出させ、又は当該各条若しくは当該各項に基づき分解処理を行わなかったとき。

二 第十四条第二項の規定に基づき特定物質の分解処理を行わなかったとき。

第二節の五 地域におけるエネルギーの有効利用

第十七条の二から第七十七条まで (略)

(位置の制限)

第七十八条 別表第八に掲げる工場は、学校(学校教育法(昭和二十二

年法律第二十六号第一条に規定する学校をいう。以下同じ。) (幼稚園並びに建築基準法第四十八条第十一項ただし書及び同条第十二項ただし書の規定により特定行政庁が許可した学校を除く。以下この条において同じ。) 又は病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。) (建築基準法第四十八条第十一項ただし書及び同条第十二項ただし書の規定により特定行政庁が許可した病院を除く。以下この条において同じ。) の敷地の周囲百メートルの区域内に設置してはならない。ただし、学校若しくは病院が工場の設置後に設置されたとき、又は周囲の状況等から知事が支障がないと認めるときは、この限りでない。

(自動車の出入口の制限)

第七十九条 (現行のとおり)

一から三まで (現行のとおり)

四 液化石油ガススタンド(液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)第二条第一項第二十号に規定する設備を有する事業所をいう。以下同じ。) であつて、液化石油ガスの貯蔵能力が三十五トン以上のもの

五及び六 (現行のとおり)

第八十条から第百五十四条まで (現行のとおり)

(報告の徴収)

第百五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、温室効果ガス排出事業者、口座名義人、登録検証機関、特定エネルギー

年法律第二十六号)第一条に規定する学校のうち、幼稚園並びに建築基準法第四十八条第十一項ただし書及び同条第十二項ただし書の規定により特定行政庁が許可した学校を除く。以下この条において同じ。) 又は病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院のうち、建築基準法第四十八条第十一項ただし書及び同条第十二項ただし書の規定により特定行政庁が許可した病院を除く。以下この条において同じ。) の敷地の周囲百メートルの区域内に設置してはならない。ただし、学校若しくは病院が工場の設置後に設置されたとき、又は周囲の状況等から知事が支障がないと認めるときは、この限りでない。

(自動車の出入口の制限)

第七十九条 (略)

一から三まで (略)

四 液化石油ガススタンド(液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)第二条第二十号に規定する設備を有する事業所をいう。以下同じ。) であつて、液化石油ガスの貯蔵能力が三十五トン以上のもの

五及び六 (略)

第八十条から第百五十四条まで (略)

(報告の徴収)

第百五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、温室効果ガス排出事業者、口座名義人、登録検証機関、特定エネルギー

供給事業者、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用可能エネルギーに係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、エネルギー供給受入者、熱供給の受入検討建築主等、特定建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者、マンション販売等受託者、特定家庭用機器販売事業者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。

## 2 (現行のとおり)

### (違反者の公表)

第五十六條 知事は、第五條の六第一項、第八條の四第一項、第九條第一項若しくは第二項、第九條の七、第十七條の二十三第一項、第二十五條、第二十五條の八、第三十二條、第三十六條、第四十條、第四十八條又は第五十六條の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

## 2 から 4 まで (現行のとおり)

第五十七條から第六十五條まで (現行のとおり)

別表第一 (現行のとおり)

別表第二 指定作業場 (第二條関係)

### 一 から 三 まで (現行のとおり)

四 ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド(一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三

供給事業者、~~特定機器の整備等を行う事業者、特定機器を廃棄する事業者、回収事業者、処理事業者、~~特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用可能エネルギーに係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、エネルギー供給受入者、熱供給の受入検討建築主等、特定建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者、マンション販売等受託者、特定家庭用機器販売事業者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。

## 2 (略)

### (違反者の公表)

第五十六條 知事は、第五條の六第一項、第八條の四第一項、第九條第一項若しくは第二項、第九條の七、~~第十七條、~~第十七條の二十三第一項、第二十五條、第二十五條の八、第三十二條、第三十六條、第四十條、第四十八條又は第五十六條の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

## 2 から 4 まで (略)

第五十七條から第六十五條まで (略)

別表第一 (略)

別表第二 指定作業場 (第二條関係)

### 一 から 三 まで (略)

四 ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド(一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三

号)第二条第一項第二十三号に規定する設備を有する事業所をいう。)

五から二十一まで (現行のとおり)

二十二 し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第三十二条第一項第一号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百人以下のし尿浄化槽を除く。)を有する事業場

二十三から三十二まで (現行のとおり)

別表第三から別表第十二まで (現行のとおり)

別表第十三 日常生活等に適用する規制基準 (第百二十六条関係)

一 騒音

区域の区分		時間の区分	音源の存する敷地と隣地との境界線における音量(単位 デシベル)
種別	該当地域		
第一種区域から第四種区域まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

この基準の適用については、次に掲げるところによる。

一 第一種区域、第二種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホーム

号)第二条第二十三号に規定する設備を有する事業所をいう。)

五から二十一まで (略)

二十二 し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百人以下のし尿浄化槽を除く。)を有する事業場

二十三から三十二まで (略)

別表第三から別表第十二まで (略)

別表第十三 日常生活等に適用する規制基準 (第百二十六条関係)

一 騒音

区域の区分		時間の区分	音源の存する敷地と隣地との境界線における音量(単位 デシベル)
種別	該当地域		
第一種区域から第四種区域まで	(略)	(略)	(略)

ただし、第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における規制基準は、当該値から五デシベルを減じた値とする。

の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における規制基準は、当該値から五デシベルを減じた値とする。

二 保育所その他の規則で定める場所において、子供（六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。以下この表において同じ。）及び子供と共にいる保育者並びにそれらの者と共に遊び、保育等の活動に参加する者が発する次に掲げる音については、この規制基準は、適用しない。

(一) 声

(二) 足音、拍手の音その他の動作に伴う音

(三) 玩具、遊具、スポーツ用具その他これらに類するものの使用に伴う音

(四) 音響機器等の使用に伴う音

備考 (現行のとおり)

二 (現行のとおり)

備考 (略)

二 (略)